○厚生労働省令第四十九号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）及び児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十二号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八項及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二条第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の三十一　法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、養育里親であつて、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者のうち、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものとする。	**第一条の三十一**　法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
②　（略）	②　（略）
第一条の四十　法第十一条第一項第二号ト(5)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第一条の四十**　法第十一条第一項第二号ヘ(5)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
第一条の四十一　法第十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第一項第二号トに掲げる業務を適切に行うことができる者と認めた者とする。	**第一条の四十一**　法第十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、都道府県知事が同条第一項第二号ヘに掲げる業務を適切に行うことができる者と認めた者とする。
第二条　法第十二条の三第二項第七号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。	**第二条**　法第十二条の三第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。）	五　精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第四号に規定する者を除く。）
六　公認心理師となる資格を有する者（法第十二条の三第二項第五号に規定する者を除く。）	（新設）
七・八　（略）	六・七　（略）
第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二条第一項の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。	**第三条**　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二条の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
②　令第二条第一項の規定により、児童相談所の設備の規模及び構造等の変更に関して報告すべき事項は、前項第一号から第四号までの事項とする。	②　令第二条の規定により、児童相談所の設備の規模及び構造等の変更に関して報告すべき事項は、前項第一号から第四号までの事項とする。
第三条の二　令第二条第二項の規定により、児童を一時保護する施設の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。	（新設）
②　令第二条第二項の規定により、児童を一時保護する施設の設備の規模及び構造等の変更に関して報告すべき事項は、変更後の入所定員とする。	
第五条の二の六　令第三条の二第八項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十六号様式によるものとする。	**第五条の二の六**　令第三条の二第七項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十六号様式によるものとする。
第六条　法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	**第六条**　法第十三条第三項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。）	四　社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）
五　精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第五号に規定する者を除く。）	五　精神保健福祉士となる資格を有する者
六　公認心理師となる資格を有する者（法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。）	（新設）
七～十四　（略）	六～十三　（略）